

1. 電子政府構想の要である I T 戦略本部は国家戦略室の中心にすべきである

電子政府構想がフリーズしている感があります。

およそ、コスト削減、グリーン I T を政策の中心にするのであれば、今こそ、I T 政策を見直し、諸外国からこれ以上置いてきぼりを食わないように、電子政府構想に注力をしていくべきです。いま、ここで電子政府構想を停滞させることは、「国家 100 年の失政」となります。I T で国家を救済していくべきです。

現状は、「I T はお金がかかり、費用対効果が見いだせない。会計検査院からの指摘もある。」したがって、事業仕訳では、財務省の場合、事業仕訳項目に、「電子申請システム」が入って見たり、補正予算の削減で、電子申告の改善計画が凍結されたりしました。これは、I T をあまりにも理解できていないが故の結論です。

費用対効果が見いだせない原因は明らかです。

- ① 縦割り行政で、それぞれが所管の範疇のシステムに固執していたこと。
- ② それらを統一すべく指導できる国家 C I O が不在であること。
- ③ ありえないほど高額な金額のベンダーにしか発注できてないこと。
- ④ I T 化の前に業務フローの見直しからやるべきこと。
- ⑤ 利活用者目線で作られていないこと。
- ⑥ 法律が I T 社会に追い付いていないこと。
- ⑦ 電子署名を T P O に合わせて省略化できるようにすること。

これらの原因をすべてクリアすれば、本来の国家 I T 化の効果が得られるのは明らかであります。具体的な改善アイデアとして、

- ① 国家戦略室の柱に I T 戦略室を設け、各省庁はその方針に従う。
- ② I T を理解し、ある程度の強制力を持った C I O に就任いただく。
- ③ 常に公募でベンダーを選任し、R F P と S L A を制度的に義務付ける。
- ④ 紙業務を即電子化しようとするから複雑になるので、電子用の業務フローを考える。
- ⑤ 常に利用者アンケートをとり、改善点を透明化する。
- ⑥ オンライン 3 法を見直し、行政の受付は電子原則とする。
- ⑦ 本人は I D ・ P W だけで参加でき、代理業の場合は国家認証局の認証で行う。

電子申告の利用率は現在、36.6%です。国家の費用対効果を考えれば高くないかもしれませんが、100%電子申告税理士事務所の効率化は大きなも

のがあります。また、5年間かかって、やっとこの数値まで来たのですが、この先、50%以上になるのは大きな改善が必要です。電子政府構想そのものが大きく変化することが望まれます。

まずは、IT戦略室を国家戦略室の柱にさせていただき、電子政府構想を世界に負けないように推進していただくことを祈念する次第です。

2. 国家電子認証局を設置し、「国家資格付与＝電子証明書付与」とすべきです。

現在、電子申請・申告の推進事業の対象となった士業団体では、それぞれが独自に電子認証局を立ち上げ、それぞれの会の中で莫大な費用をかけ管理・運営をしています。電子認証局を持つ士業団体は、税理士会・司法書士会・社会保険労務士会・土地家屋調査士会の4団体です。それぞれの士業団体の電子認証局が発行する電子証明書はその士業資格保有を間接的に証明するものとして、関連官公署で利用されています。したがって、電子政府構想を推進し、国家資格者を電子の世界で間接的にでも証明する電子認証局は必要です。

税理士会では、税理士認証局によるICカードの取得を推進し、発行枚数目標は7万2千人の全会員取得です。現実には4万6千枚超の発行枚数ですが、士業団体の認証局としては最大となっています。しかしながら、その維持経費としては、初年度に3億5千万円の認証局立ち上げ費用、その後の4年間は毎年7千5百万円の維持運営費用、さらに昨年認証局更新時には2億6千万円、そしてその後の維持運営費用は年間6千2百万円以上と多大な金額を税理士会が負担しています。これらの費用は、電子認証局の認可基準が厳しく、そのための管理・運営にかかっています。また、電子証明書の取得すること自体についても、会に入会する時点で諸審査があるにもかかわらず、認証局で改めて厳しい審査をおこなうことで、そこが壁となり、ICカードの取得を躊躇する会員も多いのも現状です。

士業団体協議会によれば、他の士業団体でも同じ状況で、すぐにでも諸負担に耐えきれない団体が現れてもおかしくない危機的な状況になっています。電子政府構想を推進するために、もっとも協力的に、利用者・納税者に代わって申請する立場にある士業団体の苦しみは、多大であります。

このように現状に鑑み、電子認証局は各士業団体が個別に有するのではなく、国家認証局を設置し、国家認証局で各士業ごとに電子証明書を発行すべきです。すなわち、国家資格者に紙で合格承認書を授与するのではなく、ICカードでその資格を証明するようにし、その発行母体は国家認証局としていただきたい。国家資格を担保に信頼性を確保し、代理行為が単独でできるように（電子申告

のように) することで、電子政府の利用率の向上は図れます。

さらに、今の時代においてICカードに格納し、リーダーライターで読み込みさせる行為自体に、電子申請のハードルがあります。一般庶民の財布の中はわけのわからないカードであふれています。さらに実印と印鑑証明に匹敵する、大切な電子証明書をカードタイプで保有しなければいけない理由は見当たりません。インターネット上でダウンロードでき、かつ技術的にセキュアな方法はいくらでも考えられます。

したがって、「国家が、各士業団体の統合認証局を有し、インターネットでそこにアクセスすればダウンロードして資格証明書を取得でき、その電子署名で代理送信ができる。」という仕組みを早期に実現すべきです。

3. 電子申請システムの利活用率を上げるために電子署名のあり方を考え直す

電子申告は、開始当初限りなく0に近かった利活用割合が、昨年度36.6%（国税庁発表）の利活用率となりました。これは、平成19年度に、①税理士による代理送信（納税者の電子署名がなくても、税理士の署名があれば送信できる制度）が導入されたことと、②国税側で行う所得税確定申告の無料相談会場で、来署型電子申告（ID/PWだけでできてしまう電子申告）で確定申告会場において大量の納税者をさばいたことの2点によります。

平成16年2月2日に、電子申告は名古屋国税局管内だけから始まり、その6月に全国展開されました。段階を追って少しずつ、5年かけて36.6%になりました。平成15年度：0.009%、平成16年：0.167%、平成17年：0.367%、平成18年度：3.058%と低調な伸びの中、思い切った施策（税理士の代理送信）により、平成19年：16.66%、平成20年：32.22%。件数にすれば、千万件以上の申告数となりました。

しかし、税理士会の現場を見ると、この数字は限界に近く、このまま次の大きな仕掛けがないままでは、利活用率50%への到達は難しいと考えられます。国税庁は平成22年度までに50%の達成を目指し、平成25年には65%を目標としています。電子政府の実現のためには最低限必要な利活用率目標と考えます。

そこで、いくつかのアイデアのうち次の3つに絞り提言いたします。

- ① 納税者番号制の導入、
- ② オンライン3法の見直しにより、電子でしか受け付けないということ。
- ③ 納税者はID・PWで、代理・代行業務は国家資格者の専用のICカードで。

これらを具体的に述べれば、以下のようになります。

- ① は、およそこれからの I T 時代にコンピュータで管理する以上、最低限必要なことです。本来は早い時期に統一番号制度の導入が実現していれば、社会保険制度における年金データ紛失問題は発生が防げた可能性があるはずです。個人情報保護法やセキュリティ問題は残されますが、一つ一つクリアして早急に導入していただきたい制度です。たとえば、住民基本台帳番号を全国民の I D とするという方法や、改めて J A P A N I D を統一的に設定するとか。いずれにしても統一番号がなければ、コンピュータの活用効率は大きく阻害されることは明らかです。また、複数の I D を持つことは、利用者として管理することが困難になってきます。
- ② は、諸外国の事例から、世界で日本が I T 国家として後進国であることを認識し、真剣に取り組むべき問題といえます。ドイツの電子申告について 2 0 0 6 年に視察に行かせていただいた時に理解できたことは、法律で段階的に分野別・税目別に電子での受付を主としたところから、利用率が極端に向上するという事実でした。また、世界の電子申請の利用率の割合についての情報を収集すると、法律が電子受信を主とし、紙での受け入れは例外にするという国ほど、その利用率は高いと思われます。我が国においても、特許庁に対する弁理士業務の中で、工業所有権出願関係手続きは（93%超の利用率）、紙で提出すると手数料がかかるということで、マイナスのインセンティブが機能しているために高率であると考えられています。したがって、「オンライン 3 法」ですべての申請を電子で受けるように、いち早く規定すると同時に、関連法の整備を早急に行っていくべきではないでしょうか。また、現在、最初に電子申告をして電子証明書を添付した者に対し 5000 円の電子証明書取得控除（税額控除）を実施中ですが、この程度の施策では国民は動きません。5000 円以上の手続き煩わしさがあるからです。むしろ、もっと少額でも、マイナスのインセンティブ（1000 円の手数料の支払い）があれば、利用者側は大きく反応するものと考えます。今まで、大きなプラスインセンティブ（10 万円程度の電子申告控除）を各場面で要望してまいりましたが、財源がない今、マイナスのインセンティブを施策にすることも、利用率の向上をさせるためには有効な施策であると考えます。
- ③ 納税者は I D ・ P W だけで電子申請・申告を可能とし、代理・代行業務を国家資格者に依頼する場合のみ国家資格者専用 I C カードで電子署名をするというシステムに変更することが望まれます。電子申告の導入指導をしていて、最大のネックは電子署名の問題です。I T に不慣れな者にとって、この電子署名を付すことは可なり高いハードルになります。ネットオーク

ションやネットによる予約システム等が大変盛ん利用されるようになり、その経済効果も大きなものになってきています。日本はブロードバンド環境も、料金も世界一の環境にあります。それにもかかわらず、電子政府の利活用率が低く、諸外国から嘲笑されているだけでなく、東南アジアにおいても低い位置にいるという現実です。これは、電子署名を求めるからであります。もちろん、国税の場合、確かに改竄、成りすまし、事後否認等を回避するためには電子署名が必要ではありますが、この事故が起こる確率は極めてレアケースです。他人の納税額を改竄したり、成りすまして納める人はほとんど稀な事例です。せめて全体に普及するまでの期間限定であっても納税者のID・PWだけで申告できるシステムにすべきです。現実には、確定申告時期の無料相談会場において、国税の者が来署した納税者から受ける確定申告書のみ、ID・PWで可能とされています。このシステムの導入により、スムーズな運営ができ、多くの確定申告書を受付けることができたという事実もあります。であれば、納税者が自ら電子申告をするのであれば、ID・PWだけで申告可能にしていくことも可能です。一方、申請人本人ではなく、代理送信、代理申請の依頼を受けている国家資格者が電子申請をする場合は、その国家資格者の法律の範疇において責任を担保するために電子証明書を付すという条件を付ければ良いと思います。税理士の場合は、税理士会認証局発行の税理士専用ICカードのみ、納税申告の代理送信ができると規定すべきです。ただし、税理士会等の士業団体が認証局を維持し続けることは、金銭的な負担が多くいずれ崩壊しますので、早い段階で、国家試験取得者に対する国家認証局を設置すべきであることについては別のアイデアとして提言します。

以上、電子手続きの満足度・利用率を向上させるためには必要な施策であると考えておりますので、提言いたします。

4. 中小企業のために、J-SaaS構想を継続・進化させるべき

この経済不況の時期だからこそ、中小企業が活路を開くためには、ITによる経営の効率化を推進すべきであります。すなわち、IT投資を考えるのではなく、知恵でこなすIT（安価で簡易なソフト・サービスの活用）を追求していきたいところであります。

経済産業省は中小企業のデジタルディバイド解消のために、J-SaaSの普及推進を行い、2009年3月末から各アプリがリリースされました。導入部分のアプリが、財務会計、税務電子申告であったため、税理士会はSaaS

という仕組みに興味津々で、当初は税理士・ITCの中では大変話題になりました。わが国独自のプラットフォームの上に利便性の高いアプリを実装し、多くの企業で利活用できる構想は大変期待していました。

しかしながら、検討を重ねるうちに、また時間の経過とともに、普及活動はほとんど停滞し、J-SaaS上のアプリが従前のソフトウェアの操作性に対抗できないため、ほとんど利活用されないまま、今日を迎えております。このままでは、また、事業仕訳で真っ先に国家予算の無駄遣いとして、廃止の対象にされかねません。本来は、国家全体でバックアップする工夫をすべき意義のある構想であり、是非とも本当に多くの中小企業が採用するシステムに仕上げていただきたいと思えます。

中小企業経営者の相談相手として、J-SaaSをはじめとする、クラウド化コンピューター化には大きな期待をしています。通信技術の発展により今後ますます利便性が向上し、その可能性は高まることは明らかです。アメリカでニコラス・G・カーという雑誌編集者が、「ITにお金を使うのは、もうおやめなさい」と言う著書を出し話題になりました。「企業向けコンピュータシステムは、その効果が大きさに宣伝されているが、企業が成功するためには大して重要ではない」(2003.5 ハーバードビジネスレビュー他)と論じ、当時はアメリカのIT業界から袋叩きになりました。彼はIT導入に反対しているのではなく、クラウド化する時代を想定すれば、IT設備に多額のお金を投入することは費用対効果が薄いということを主張しています。現在ではインターネットの環境が整備され技術も進み、潤沢なインフラが提供されるようになったために、クラウドコンピューティング時代が到来しつつあります。経営戦略上大切なIT活用を、前述のカー氏の論のようにお金をつかわず実現する時代が来ます。SaaSはその一面と捉えることができます。

また、国家そのものも、大型のシステムを導入するのではなく、クラウドコンピューティングの流れを見据えて、費用効率のいい電子政府を実現していただきたい。レガシーシステムをどうするかについては、早い段階で見切りをつけ、融合再活用できるのであれば必要以上に経費の掛からない範囲で、クラウド的なシステムに随時変換していくのが望ましいと考えます。さらに、大型サーバーが少数だけ必要なクラウドコンピューティングは、グリーンITを目指すうえでも有効な手段です。

せつかくのJ-SaaS構想、根本的な見直しを図ることを条件に、22年で民間に移管するのではなく、継続的に国家構想の一環として行っていただくことを祈念いたします。